



グリーン調達規定

付属書 - 1

三洋電機グループ

グリーン調達基準書

(第5版)

2009年1月1日

三洋電機株式会社

【改定履歴】

初 版:2002年5月29日

第2版:2002年10月1日(グリーン調達社内規定の改定に伴う改定)

第3版:2003年3月31日(化学物質管理社内規定の改定に伴う改定)

第4版:2004年4月1日(化学物質管理社内規定の改定に伴う改定)

第5版:2009年1月1日(化学物質管理社内規定、環境方針変更に伴う改定)

第4版からの主な変更点

- (1) 製品含有化学物質管理体制の評価を仕入先評価項目に追加。
- (2) 製品含有化学物質管理基準の改定。
- (3) 三洋電機グループ環境方針改定版内容に修正。
- (4) 発行部署の修正。

目 次

. 三洋電機グループの環境保全活動の考え方

. グリーン調達

1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義

. グリーン調査の考え方

1. 仕入先調査
2. 物品調査

. 評価基準

1. 仕入先評価基準
2. 物品評価基準

. 添付資料

1. 付属書(1) 調査対象化学物質
 - 「別表1」 環境負荷化学物質リスト
 - 「別表2(改)」 例示物質リスト
 - 「別表4」 製造工程使用調査物質リスト
2. 付属書(2) 不使用承諾書・不使用証明書
3. 付属書(3) 添付資料-4 三洋電機グループ環境負荷化学物質管理基準

・三洋電機グループの環境保全の考え方

・ 環境・エネルギー 先進メーカーを目指して ・

基本方針

私たち三洋電機グループは、ビジョン「Think GAIA」のもと「環境・エネルギー先進メーカー」として、地球環境を健全に保ち、しかも豊かで快適な社会を実現するためになくてはならない存在となることを目指します。これにより私たちは、グローバルな環境分野におけるリーダーシップをとります。

行動指針

基本方針を具体的に実行するため、自らの責任において、全グループをあげて、グローバルに以下の事項に取り組みます。

1. 意識と行動の変革

一人ひとりが意識と行動を変革し、主体的に環境保全活動を行うとともに、製品を通じた環境貢献を積極果敢に推進します。そのために、会社は環境に関する教育や啓発活動の実施はもとより、環境に貢献する製品の事業化に向けた経営資源の投入強化をはかります。

2. コンプライアンスの徹底

環境に関する課題を把握し、法規制はもとより、社会からの期待を先取りして規定や基準を自ら定め、順守します。

3. 環境に貢献する事業の展開

環境問題を解決するための革新的環境技術の開発により、環境の改善に貢献する製品の普及、事業の展開を積極的に行い、企業価値を増大させます。

4. ゼロエミッションへの挑戦

一人ひとりが主体的に事業活動の効率化、省エネ、使用材料の削減、有害な化学物質の管理などを考え変革することでゼロエミッションに挑戦します。これにより、地球温暖化の防止、枯渇資源の節約、廃棄物の削減、汚染の予防などを推進します。また、環境マネジメントシステムでは、長期的視点と具体的視点で積極果敢な目標を設定、定期的見直しを行うなど継続的な改善活動を実施します。

5. 社会との連携による地球環境改善への貢献

積極的な情報開示を行い、さらに環境を改善する活動に参画することによって、グローバルに社会との良好な関係を築き、地球環境の改善に積極的に貢献していきます。

適用範囲:

上記の活動は、全ての事業活動(AV・情報通信機器、電化機器、産業機器、電子デバイス、電池等の製品およびサービスの提供など)のすべての段階(研究開発、設計、資材調達、製造、流通・販売、使用、廃棄・リサイクルなど)において徹底し推進します。

1. グリーン調達

1. 目的

環境負荷の低減と持続可能な循環型社会の実現を目指し、企画・設計、製造の段階から従来の QCD(品質、価格、納期)の評価に E(環境)を加えて、「**環境保全に積極的な仕入先様**」から「**自らが設定した環境配慮の基準に適合した物品を購入する**」、を基本コンセプトに「グリーン調達」を進め、環境配慮型商品の創出に結びつける。

2. 適用範囲

この基準書は、三洋電機株式会社のカンパニー、国内関係会社(以下、当社グループという)に適用し、運用することを原則とするが、各企業グループ、カンパニー、関係会社の傘下に有る海外工場・海外会社に自らの判断で適用し、運用しても良い。

(1) 調査対象会社

当社グループが物品を購入する仕入先様。

(2) 調査対象物品

当社グループが購入する物品。

3. 用語の定義

(1) グリーン調達

グリーン調達とは、「**環境保全に積極的な仕入先様**(3項(3)で定義)」から「**自らが設定した環境配慮の基準に適合した物品**(3項(4)で定義)」を購入することをいう。

(2) グリーン調査

グリーン調達を推進するために仕入先様(3項(3)で定義)に対して実施する調査をいう。

(3) 仕入先様

仕入先様とは、当社グループが物品(3項(4)で定義)を購入する取引先様、又は、取引先様(商社等)を介して物品(3項(4)で定義)を供給する企業・事業所をいう。

(4) 物品

物品とは、当社グループが商品を製造するために購入する部品、材料、薬品(生産材)等、及び、当社グループの商標を付して販売または頒布するために購入する組立品(ASSY)(3項(6)で定義)、完成品(OEM 購入を含む)及び付属品をいう。また、その包装や取扱説明書も含む。

但し、レンタル・リース品は対象外とする。

(5) 製品アセスメント

製品アセスメントとは、製品の製造・流通段階から使用時、更に廃棄される段階において、環境への影響を低減し、更に再資源化が容易に行なえるように開発・設計段階でアセスメント(評価)項目に基づき、評価を行なうことをいう。

(6) 組立品(ASSY)

半完成品の組立部品をいう。(ユニット、モジュールも含む。)

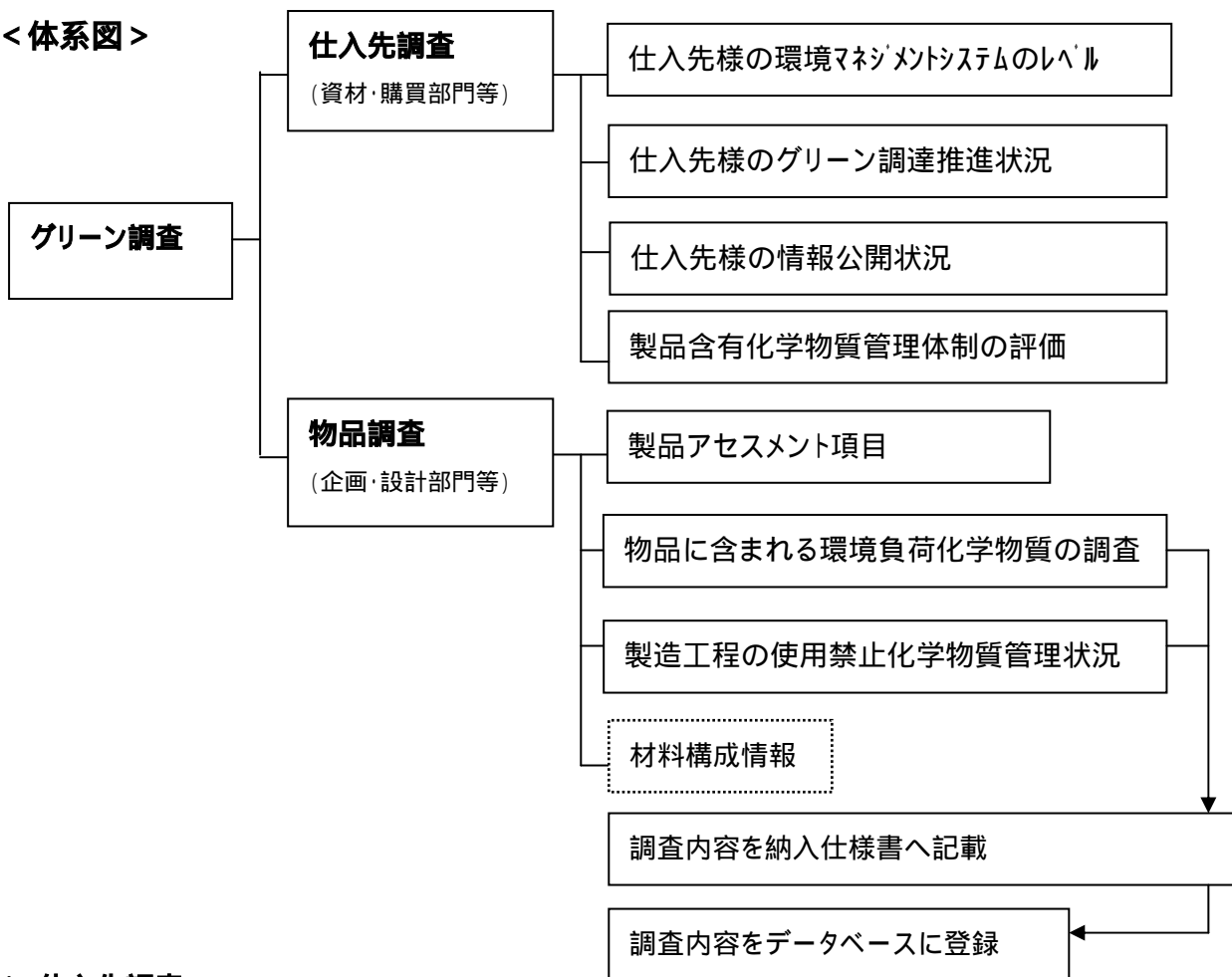
(7) 環境パフォーマンス

自らの環境方針、目的及び目標に基づいた環境保全活動の測定可能な結果をいう。

グリーン調査の考え方

三洋電機グループのグリーン調査は「仕入先調査」と「物品調査」に区分し、資材・購買部門及び、企画・設計部門が中心に調査を行ない、当社グループの基準で評価する。

< 体系図 >



1. 仕入先調査

別途、当社グループから提供する「グリーン調達仕入先調査票」等により調査する。(当社グループが仕様を決定し生産を委託する場合は仕入先様調査に重点を置く)

(1) 調査対象と調査時期

- ・継続して取引を行う仕入先様を中心に原則として10～12月に調査を行う。
- ・新規に取引を開始しようとしている仕入先様は発生都度調査を行う。

(2) 調査内容

- 仕入先様の環境マネジメントシステムのレベル
- 仕入先様のグリーン調達推進状況
- 仕入先様の情報公開状況
- 製品含有化学物質管理体制の評価

2. 物品調査(仕入先様で仕様を決定した物品を購入する場合に、物品評価に重点を置く)

(1) 調査時期

- ・新規購入物品が発生した段階で調査を行い、当社グループが定めた基準を満たしているか確認する。

[表 - 1] 購入体系別 物品・仕入先調査区分

調査事項	製品 アセスメント	含有環境負荷 化学物質	製造工程の使用 禁止化学物質	仕入先 調査
購入物品				
先方設計の組立品(ASSY) 完成品(OEM含む)、付属品など	完成品のみ (OEM含む)			○
部品・材料(仕入先様で仕様を決めたもの)				○

(2) 調査内容

1) 製品アセスメント項目

購入物品として、仕入先様で設計された完成品(OEM 含む)について、当社グループの要求に従い、購入前に以下項目について製品アセスメント評価を行い、その結果を提出していただく。

- 減量化
- 再生資源・再生部品の使用
- 長期使用の促進
- 収集・運搬の容易化
- 再資源化の可能性の向上
- 分離・分別処理の容易化。
- 破碎・選別処理の容易化
- 包装
- 安全性・環境保全性
- 使用段階における省エネ性等
- 情報開示
- 小形2次電池の再資源化
- 製造段階における環境負荷低減
- グリーン調達

2) 物品に含まれる環境負荷化学物質の調査

仕入先様が購入したもの、および仕入先様が仕様を決定したものについては、製品を構成する部品・材料毎に、環境負荷物質の調査を行い、当社グループより提供する基本フォーマット(入力プログラム)で提供いただく。

3) 製造工程の使用禁止化学物質管理状況

製造工程でオゾン層破壊物質を使用していないかを調査いただく。

禁止物質の詳細は、付属書(1)調査対象化学物質(別表4) 製造工程使用調査物質リストを参照。

4) 材料構成情報

将来的に LCA 調査を開始する予定です。

(3) 納入仕様書に環境負荷化学物質の情報を記載

納入物品に含有する環境負荷化学物質については、当社グループと仕入先様とが取り決めた「仕様の一部」であり、納入仕様書にその情報を記載していただく。

(4) 物品調査の詳細事項(物品購入時の取交し)

- 1) 当社グループの要求に従い、当社グループが定める環境負荷化学物質調査表に基づ

く、納入物品における環境負荷化学物質含有量等を調査し、調査結果を当社グループ所定の方式で報告する。(三洋電機 グリーン調達システムに登録することを含む。)

- 2) 当社グループの要求に従い、納入品の仕様を記載する納入仕様書に、環境負荷化学物質の含有状況および管理基準を記載し、当社グループ所定の環境負荷化学物質不使用承諾書とともに、当社グループに提出するものとする。

(付属書(2) 不使用承諾書・不使用証明書参照。)

- 3) 環境品質管理者、納入品の生産国・生産工場・生産工程・仕様等を変更する場合は、事前に変更届を当社グループに提出し、当社グループの承諾を得るものとする。仕様を変更する変更届に当社グループの承諾を得た場合、仕入先様は、変更後の仕様について、上記の1)号および2)号の手続きを行うものとする。

上記の2)号または3)号により納入仕様書を当社グループに提出した後、それらに記載した仕様に基づいて最初に生産した注文品を三洋電機グループに納入する場合、当社グループ所定の環境負荷化学物質不使用証明書を納入品に添付して当社グループに提出するものとする。

(付属書(2) 不使用承諾書・不使用証明書参照。)

- 4) 仕入先様は、当社グループの要求に従い、環境負荷化学物質不使用承諾書、環境負荷化学物質不使用証明書、または納入仕様書の記載内容の根拠となるデータを提出するものとする。

当社グループが定めた管理レベル2 の環境負荷化学物質について、仕入先様は、切り替え計画を立案し、期限までに代替品に置き換えること。

評価基準

1. 仕入先評価基準

(1) 仕入先様の環境マネジメントシステム構築の基準

環境マネジメントシステムは計画的にレベルアップを進めていただき、最終クラス1またはクラス2を目指していただきます。

1) 環境マネジメントシステムの達成基準

クラス	到達基準
1	ISO14001 を取得し環境パフォーマンスの成果をあげている。
2	環境マネジメントシステムを構築し、環境パフォーマンスの成果をあげている。
3	環境管理責任者を任命し明確な方針・目標を設定し、推進している。
4	環境管理責任者を任命し、明確な方針を設定している。
5	その他、環境マネジメントの推進計画または、計画なし。

2) 基準レベルに対する対応

クラス1または2の基準を満たす場合は、当社が指定した目標、または自ら立てた環境目的・目標に対し、継続的に推進いただく。

クラス1ないしクラス2に達していない仕入先様は、クラス1ないしクラス2に到達するよう計画を作成し実行していただく。また、新たな仕入先様は、取引開始後2年以内にクラス1ないしクラス2に到達出来る実力を付けていただく。

上記の仕入先様には当社グループの資材・購買部門等から目標達成に向けて協力依頼文が送付されます。仕入先様から要請があれば当社グループは支援・協力を行ないます。

環境マネジメントシステム(EMS)は、環境法令の整備・遵守はもとより、環境負荷を確実に低減させるために有効なシステムである ISO14001 の認証取得を推奨致します。

但し ISO14001 取得を予定されていない仕入先様については、環境省が公開している「環境法令データベース」や環境省発行の「環境活動評価プログラム」、特定非営利活動法人 KES 環境機構、有限責任中間法人エコステージ協会等に沿って仕入先が自主的にシステムの構築を進めていただくことも可能です。

< 参 考 >

環境省 「環境法令データベース」
<http://www.env.go.jp/hourei/index.html>
環境省発行の「環境活動評価プログラム」
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/>
特定非営利活動法人 KES 環境機構
<http://www.keskyoto.org/kesinfo.html>
有限責任中間法人 エコステージ協会
<http://www.ecostage.org/guide/index.html>

(2) 仕入先様のグリーン調達基準

仕入先様が購入する物品については、積極的にグリーン調達を実施し、更に仕入先様へ納入する業者様へもグリーン調達を義務付けていただき、サプライチェーンの末端までグリーン調達が展開できる体制を構築いただく。

グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の推奨する製品含有化学物質調査回答フォーマットや製品含有化学物質管理ガイドラインを活用いただくことを推奨します。

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greenTOP.html

(3) 仕入先様の情報公開基準

次の項目について当社グループからの問い合わせがあり次第、速やかに開示できる体制を築くこと。

- ・環境マネジメントシステムの構築と運用実績
- ・仕入先様のグリーン調達実施状況
- ・製品含有化学物質管理体制の評価
- ・環境負荷物質の物品への含有状況と工程使用禁止物質調査に関する情報
- ・製品アセスメントに関する情報
- ・材料構成情報

2. 物品評価基準

(1) 製品アセスメント

仕入先様で設計された完成品(OEM 含む)は、前述の製品アセスメント評価項目 ~ の報告内容を当社グループの「製品アセスメント規定」に基づいて評価します。評価の結果、基準点に達しない場合は設計改善を要求することもあります。

(2) 部材に含まれる環境負荷化学物質

レベル1物質を含有していないこと。

レベル2物質は、これまでと同等若しくは減少し、期限までに全廃できる計画が立案されていること。もし全廃計画が未完成の場合は、担当の事業所と協力して全廃計画を立案のこと。レベル2物質については全廃期日以降、レベル1に指定される。

レベル3物質は、現時点では全廃目標を規定しないが、削減を目指す物質とその用途を明確にしている。

(環境負荷化学物質の管理レベルは付属書(3) 添付資料-4 三洋電機グループ環境負荷化学物質管理基準」を参照のこと。

また対象物質については付属書(1)調査対象化学物質 別表1 環境負荷化学物質リスト 別表2(改) 例示物質リストを参照のこと。

尚、本基準については、各国の化学物質規制発効等により順次改定されます。)

(3) 製造工程の環境負荷化学物質管理基準

使用禁止物質を使用していないこと。

(物質の詳細は付属書(1)調査対象化学物質 別表4 製造工程の使用禁止物質リストを参照のこと。)

以上

三洋電機株式会社

環境推進本部 環境推進センター

〒570 - 8677

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

○この基準書は、情勢の変化に合わせて適宜改定致します。

なお、調査依頼などに関するお問い合わせは、弊社の依頼元に、ご確認ください。